

年 月 日

宝塚市長 宛

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

空き家バンク登録申込書

宝塚市空き家バンク事業実施要綱に定める制度の趣旨を理解し、同要綱第6条第1項の規定により、次のとおり所有する空き家を「空き家バンク」へ登録することを申し込みます。

記

1. 登録する空き家及びその内容は、空き家バンク登録カード（様式第2号）に記載のとおりです。
2. 次の事項について同意します。
 - (1) 登録の際の空き家の物件調査及び契約交渉に関わる全てについて、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会阪神北支部（以下「兵庫県宅建協会阪神北支部」という）に依頼すること。
 - (2) 兵庫県宅建協会阪神北支部へ登録カード記載内容を提供すること。また、物件の瑕疵などの情報を提供するものとし、調査にかかる必要書類の取得については実費負担するものとする。
 - (3) 空き家の物件情報について、ウェブサイトや市窓口、市のイベント等で情報を公開すること。
 - (4) 空き家の登録要件の確認において、宝塚市長及び調査担当会員が必要と認める書類があれば、宝塚市長及び調査担当会員の指示に従って書類を提出すること。
 - (5) 空き家バンク登録後、登録事項に変更が生じた場合は速やかに届け出ること。
3. 次の事項について誓約します。
 - (1) 空き家の所有者（全ての共有者）は、宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第2条第3号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
 - (2) 空き家の契約交渉や管理に係る紛争その他損害が発生した場合は、申込者が責任を持って解決に当たります。
 - (3) 登録された空き家について、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさない様に、適正な保全に努めます。

《注意事項》

1. 市では、空き家情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。当事者間で行う物件の売買や賃貸借に関する交渉、契約に関しての媒介行為は行いません。媒介行為に係る業務については、兵庫県宅建協会阪神北支部に市から依頼します。

なお、兵庫県宅建協会阪神北支部の媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第17号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。
2. 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、申込者の個人情報は、本制度の目的以外に利用しません。